

苫小牧市自治基本条例の  
見直しにおける提言書（案）

平成31年3月 日

苫小牧市民自治推進会議

## 目次

苦小牧市自治基本条例の見直しに当たって .....	1
第1章 各条項の検討結果について .....	2
第2章 市民自治のまちづくりの推進に向けて .....	1 1
1 市民への情報発信に関すること	
2 市民からの意見、要望等に関すること	
3 危機管理に関すること	
○参考	
苦小牧市民自治推進会議委員名簿 .....	1 3
これまでの検討経過 .....	1 4

## 苫小牧市自治基本条例の見直しに当たって

市民自治のまちづくりを推進し、まちづくりの理念である「市民であることが誇りに思えるまちを築くこと」の実現に向けて「苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）」（以下「自治基本条例」という。）が平成19年4月に施行されました。

自治基本条例第29条では、社会経済情勢の変化に対応するため、条例の施行から4年を超えない期間ごとに見直しを行うこととされています。自治基本条例の施行から12年目を迎えたことから、3回目となる条例の見直しについて、平成30年10月に市長からの諮問を受け、検討を重ねてきました。

多くの自治体が人口減少、少子高齢化などの課題に直面し、苫小牧市も今後、ますます厳しい社会経済情勢の中で自治体運営を行っていかねばなりません。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震は、道内の広域に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われました。苫小牧市においても震度5強を観測し、大規模停電は市民の暮らしに重大な影響を与え、避難所にも多くの市民が身を寄せる大変な事態となりました。そのような中、独自に高齢者の安否確認や町内会館等を避難所として開放する町内会があったことや、特に被害の大きかった苫小牧市の近隣の地域には、全国から多くのボランティアが支援に集まるなど、地域の絆、人と人との絆の大切さを感じる機会ともなりました。

このような状況に直面したことで、私たちは自治基本条例のまちづくりの精神に基づいた市政運営の体制を整備することが重要であることや、地域の課題に対して、市と市民とが一緒になって力を合わせて解決していくことが必要であるということを改めて実感しました。

苫小牧市民自治推進会議は、条例策定時の考え方や現状の課題を踏まえ、自治基本条例の規定についての検討を行うとともに、各条文と関連する施策、制度が条例の趣旨にしたがって整備、運用されているかについて検証し、本書を作成しました。

市民自治によるまちづくりがより一層推進するよう参考としていただければ幸いです。

平成31年3月 日  
苫小牧市民自治推進会議  
会長 栗山 昌樹

## 第1章 各条項の検討結果について

自治基本条例の見直しに当たって、市民自治推進会議では、これまで計5回の会議を開催し、条文の改正の必要性の有無や制度上の見直し、運用における改善について議論を行いました。

検討に当たっては、苫小牧市の主な計画等を確認するとともに、協働・市民自治のまちづくりの課題、今後の在り方等について市民の目線で考え、市民自治のまちづくりを推進することを目的として開催された市民ワークショップの結果を踏まえた上で行いました。

検討の結果、「条文自体の改正は不要」との結論に至りましたが、今後も更に市民自治のまちづくりを進めるために、各条項に関して出された意見を次のとおりまとめました。

### 苫小牧市自治基本条例

平成18年12月21日

条例第39号

#### 前文

私たちのまち苫小牧市は、樽前山や野鳥の聖域としての指定を受けたウトナイ湖などに象徴される豊かな自然のもと、製紙工場の立地や国内初の内陸掘込港の建設等を契機として、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。

また、人間環境都市を理想の都市像と定め、郷土の発展を願う先人たちの英知とたゆみない努力によりまちづくりが進められてきた。

私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業の拠点としての基盤を発展させるとともに、文化の薫り高く潤いがあり、すべての市民が生き生きと活気にあふれ心豊かに暮らせるまちを築かなければならない。

私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。

私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

#### 前文

##### ■検討結果

前文の改正は不要。

前文については、まちの成り立ちやこれまでの発展の経過を確認するとともに、条例制定の趣旨を明らかにするために設けています。時代とともに理想とすべきまちの在り方は変化していくため、まちづくりの理念や事業計画を描いている総合計画の策定時には、社会経済情勢等を十分に踏まえた上で、苫小牧市の理想の都市像を検討していく必要があるものと考えます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

## 第1章 総則（第1条～第2条）

### ■検討結果

条文の改正は不要。

第1章については、総則として条例の目的、定義を規定しており、制度上の見直しや運用における改善についての提言はありませんが、条例の趣旨を広く市民に知ってもらうことが大切です。自治基本条例や市民自治についての出前講座や研修等を継続するとともに、様々な機会を通じて条例の趣旨をお知らせし、市民自治によるまちづくりを進めていく必要があります。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### 第1節 基本原則

第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

### 第2節 基本原則に基づく制度等

#### (情報提供及び情報公開)

第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。

(市民参加)

第5条 市は、市政運営への市民の参加（以下「市民参加」という。）を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項
- (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- (4) その他市民参加に関し必要な事項

(住民投票)

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

(協働の推進)

第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

## 第2章 まちづくりの基本原則（第3条～第7条）

### ■検討結果

条文の改正は不要。

協働とは、市民と市がともに地域の公共的な課題に対して、お互いを尊重しながら対等な関係で協力してまちづくりに取り組むことを意味しています。

市民には、まちづくりの主役であるという意識を持ってもらうことが大切ですので、今後も引き続き、この条例の趣旨を市民にお知らせしていくことが必要です。

情報発信については、まちづくりに関する情報を分かりやすく、市民に提供していく工夫が必要であり、制度上の見直しや運用における改善について、次のとおり提言します。

### ■提言

○市民に必要な情報を分かりやすく届けていくために、市の広報紙やホームページ、フェイスブックなど既存の情報発信のツールの改善や効果的な使い分けが必要です。

○情報発信のツールは、それぞれターゲットとしている主な年齢層があります。そのため、より多くの人に情報がいきわたるように、新たな情報発信のツールの検討も必要です。

○情報発信の改善等については、SNSが普及している現状を踏まえ、長期的な視点を持った取組に努める必要があります。

### 第3章 市民

#### (市民の権利)

第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。

- 2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。
- 3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。

#### (市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。

### **第3章 市民 (第8条・第9条)**

#### ■検討結果

条文の改正は不要。

第3章については、市民の権利、責務を明らかにしている規定であり、制度上の見直しや運用における改善についての提言はありませんが、市民は自治体を構成する権利の主体であるという条例の趣旨を、今後も引き続き、市民へお知らせしていくことが必要です。

市民の権利としてまちづくりに参加できることを知ってもらうことや、自らまちづくりに携わることができる参画の機会を増やしていくことで市民の意識が高まるものと考えます。

### 第4章 議会

#### (議会の役割)

第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。

#### (議会の運営)

第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。

- 2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。
- 3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

(議員の責務)

- 第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。
- 2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。

#### 第4章 議会（第10条～第12条）

##### ■検討結果

条文の改正は不要。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありませんが、第12条でいう「市民の信託」とは、特定の利害関係者の利益を助長するための規定ではなく、公共の福祉に適合した中で、権利の行使として社会的に認められる限度において、市民の信託に応じていく趣旨の規定です。議員には市民の信託に応えるために、議会や議員としての活動を通じて職務を誠実に果たすことが求められます。

また、苫小牧市議会基本条例が平成31年4月に施行されることから、今後、議会と議員は、これら条例の趣旨を十分に踏まえて、議会活動を行っていく必要があります。

#### 第5章 市長等

(市長の責務)

- 第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。
- 2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。
- 3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。

(執行機関の責務)

- 第14条 執行機関（市長を除く。）は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(職員の責務)

- 第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。



## 第5章 市長等（第13条～第15条）

### ■検討結果

条文の改正は不要。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありませんが、市長、執行機関、職員は、この条文に規定されているそれぞれの責務を改めて確認するとともに、今後も引き続き、条例の趣旨を十分に踏まえて、職務を執行する必要があります。

## 第6章 市政運営の原則

### （説明責任）

第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。

### （総合計画）

第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。

2 市長等は、総合計画（前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。）以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。

3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては、行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。

### （健全な財政運営）

第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。

2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約（地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。）による監査を行うものとする。

### （出資法人等）

第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。

2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

(政策法務)

第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。

(職員の任用及び育成)

第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。

2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。

(行政手続)

第22条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

(個人情報保護)

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

(意見、要望等への対応)

第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

(危機管理)

第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(他の市町村等との連携協力)

第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。

2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

## 第6章 市政運営の原則（第16条～第27条）

### ■検討結果

条文の改正は不要。

意見、要望等への対応について、市は、市民ニーズを的確に把握し、かつ適切に対応していくことが大切です。また、日々、市民から寄せられる意見や要望等に対して、市は、誠実に対応することが求められます。

危機管理については、災害対応や危機管理の体制整備が、自治体の基本的かつ重要な使命であることから、今後も引き続き、市が主導して町内会など関係する団体と連携しながら対応していく必要があります。また、災害時に限らず、広域的な課題の解決には、他の市町村等との連携協力が重要と考えます。

制度上の見直しや運用における改善については、次のとおり提言します。

### ■提言

○広く市民の声を聴き、市民ニーズを的確に把握するため、市民の声を聴く機会の充実について検討が必要です。

○日々、市に寄せられる意見、要望等の対応については、結論を直ちに示せない場合であっても、検討状況について、適宜、市民にお知らせするなど、対応の状況が分かるように市民に説明していくことが必要です。

○危機管理については、他の地域で発生した災害の事例等を苫小牧市の危機管理体制の整備に生かしていくことが必要です。

## 第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。

(条例の見直し)

第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

### **第7章 条例の位置付け（第28条・第29条）**

#### **■検討結果**

条文の改正は不要。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありませんが、今後も引き続き、本条例の位置付けを踏まえ、他の条例等との体系的な整備に努めることや社会情勢の変化に対応するため、定期的な見直しが必要です。

### 第8章 苫小牧市民自治推進会議

第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### **第8章 苫小牧市民自治推進会議（第30条）**

#### **■検討結果**

条文の改正は不要。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありませんが、今後も引き続き、苫小牧市民自治推進会議は、この条例の所期の目的が達成されているか、条例の趣旨に添った運用がなされているのかを市民の立場で見守っていく役割を意識し、市民自治によるまちづくりを進めていく必要があります。

## 第2章 市民自治のまちづくりの推進に向けて

市民自治推進会議では、条文の改正の必要性の有無や制度上の見直し、運用における改善について検討を行いました。運用における改善等が必要と考えられる部分については、前章のとおりですが、市民自治によるまちづくりを推進するために、以下とおり論点をとりまとめましたので、取組を進めていただきますようお願いいたします。

### 1 市民への情報発信に関すること

情報発信について、本市では情報共有をまちづくりの基本原則の一つとしていることから、まちづくりに関する情報を分かりやすく積極的に提供していく必要があります。本市には様々な情報発信のツールがありますが、情報発信のツールにはそれぞれ特徴があります。

市の広報紙である「広報とまこまい」は、全世帯に月1回配布される情報紙であり、影響力も大きく重要な情報発信のツールですが、リアルタイムに情報を発信できません。一方、ホームページは、リアルタイムに情報を発信することができ、情報量も多いですが、反面、必要な情報を探しにくいことや、閲覧には、インターネット環境が必要になります。フェイスブックは、ホームページと同様にインターネット環境が必要になりますが、情報の拡散力が大きく、効果、反応も分かりやすいといった特徴があります。

既存の情報発信のツールを改善し、まちづくりに関する情報を分かりやすく提供していくことも大切であるのと同時に、それぞれの情報発信のツールの特徴を把握し、届けたい情報を届けたい人に、効果的に届けることができる情報発信のツールの使い分けを意識することが必要となります。

また、ターゲットとしている年齢層も、それぞれの情報発信のツールによって違います。若い世代ならば、フェイスブックなどのSNSを利用して情報を入手することも多いですが、高齢者であれば、フェイスブックよりも「広報とまこまい」から情報を入手することが多いものと考えられます。このため、より多くの人に情報を届けるようにするためには、情報発信のツールを増やしていくことも検討する必要があります。

現在はインターネットやSNSが普及しており、将来的には高齢者であってもフェイスブックなどのSNSによって情報を取得することが多くなることも想定されます。そのため、今後の情報発信については、長期的な視点を持って取組を行うとともに、市民に関心を持ってもらえるための工夫が必要です。

## 2 市民からの意見、要望等に関すること

市民からの意見、要望等など市民の声に誠実に対応していくことは、市政運営において大切です。

現在、市民から寄せられる意見、要望等については、電話や電子メールなどによるもののほか、意見箱への投函や、まちかどミーティングなどの懇談事業における発言など様々な方法がありますが、市民の声を聴くための機会の充実については、今後も検討が必要です。提出された意見や要望に対応するだけでなく、これからは、積極的に市民からの意見や要望を聴いていくための仕組の検討も必要となります。どのような市民ニーズがあるのかを把握した上で、市民の声を市政に反映していくことが大切です。

また、市は寄せられた意見、要望等について、調査、検討など必要な措置を講じることとなりますが、市の対応の状況については、適宜、お知らせしていく必要があるものと考えます。

市民の声を生かした行政を実現していくためには、市民の声を聴いていく機会の充実を図るとともに、市の考え方を市民にフィードバックするサイクルが必要です。最終的な結論が出るまで市の対応の方向性や方針を示さないことは、市への不信感につながるだけでなく、意見、要望等が提出しにくい状況を作りかねません。市としての結論がすぐに出せない場合であっても、どのような検討を行っているのかといった検討状況や見通しについては、市民に対してフィードバックしていくことが必要です。

## 3 危機管理に関すること

大規模な災害が発生した際には、市民、関係団体等との連携、協力が必要不可欠となります。市民の生命、身体及び財産を守り、日常生活の平穏を守るため、災害対応や危機管理の体制を整備することは行政の使命であり、今後も行政が主導していく必要があります。

特に苦小牧市は東西に長いこと、津波、火山、風水、土砂などの自然災害による被害も地域差があるため、地域の声を十分に聞きながら、災害時の対応策について計画しておくことが重要です。

平成30年9月に発生した胆振東部地震を踏まえて、危機管理の対応については検証作業を進めていることと思いますが、他の地域においても過去に大規模な災害が起こっています。他地域での事例を苦小牧市に当てはめて、どのような被害が想定されるのか、どのような対応策が考えられるのかなどを想定しておくことも、危機管理体制の整備をする上で効果的な方法と考えられます。

また、危機管理対策として策定した計画や想定シミュレーション等については、市民にもお知らせし、危機管理についての意識を醸成することが有効と考えます。被害を未然に防いだり、軽減するために、他地域での災害事例を参考とした対策についても検討が必要です。

## 苫小牧市民自治推進会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	栗山 昌樹 (会長)	苫小牧工業高等専門学校創造工学科 教授
〃	小山田 剛(副会長)	合同会社医業経営科学 代表社員
〃	永石 啓高	苫小牧駒澤大学国際文化学部 准教授
市民団体推薦	板野 勝	苫小牧市町内会連合会
〃	伊藤 康博	苫小牧市社会福祉協議会
〃	丹治 秀章	苫小牧青年会議所
〃	伴辺 久子	苫小牧市ボランティア連絡協議会
公募	城市 茉央	
〃	二瓶 奈津香	
〃	橋根 啓子	

## これまでの検討の経過

年月日	内容
平成 30 年 5 月 30 日 (水)	第 1 回市民自治推進会議 ・自治基本条例の見直しについての説明 ・スケジュール確認
平成 30 年 10 月 3 日 (水)	諮問 ・市長から自治基本条例の見直しについての諮問 第 2 回市民自治推進会議 ・苫小牧市の主な計画、取組等の状況確認
平成 30 年 10 月 27 日 (土)	市民自治を考える市民ワークショップ ・市民自治の課題等についての検討
平成 30 年 12 月 20 日 (木)	第 3 回市民自治推進会議 ・前文、第 1 条から第 30 条の各条規定の個別検討
平成 31 年 2 月 5 日 (火)	第 4 回市民自治推進会議 ・条例の見直しにおける論点整理
平成 31 年 3 月 14 日 (木)	第 5 回市民自治推進会議 ・提言書の内容確認
平成 31 年 3 月 日 ( )	答申 ・市長へ答申書及び提言書の提出